

大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育局

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育局規則第5号

大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育局規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第26条」を「第25条第1項」に改める。

第2条第1項第7号中「規則」の次に「、訓令及び要綱」を加える。

第3条第4号中「、訓令」を削る。

第4条に次の2項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事項のうち、次の各号に掲げる事項の管理及び執行の状況について、委員会の会議に報告しなければならない。

- (1) 法第1条の3第1項の規定に基づく大綱において、教育委員会が重点的に講ずるものと定められた施策の推進に関する事項
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務
- (3) 委員会の会議において特に報告を求められた事務
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育長が重要と認めるもの

3 前項の報告の時期については、別に定める。

第5条の次に次の2条を加える。

（教育長職務代理者による事務処理の特例）

第6条 法第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ指名された委員が教育長の職務を代理する場合は、第3条から第5条までの規定による事務の処理を事務局職員に専決させることができる。

2 前項の規定に基づき専決する職員の順序は、次のとおりとする。

- (1) 教育部長
- (2) 教育総務課長

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）
附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会教育長に対する
事務委任等に関する規則第4条及び第6条の規定は適用せず、改正前の大和市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第4条の規定は、なおその効力を有する。